

くらしの 情報



益城町ホームページ

<http://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

家屋や土地利用の変更は連絡を

家屋や建物を取り壊したり、年内に取り壊しの予定があるときや、未登記家屋の所有者の変更、建物の増築・リフォームなどをしたときは届出が必要です。

また、土地の課税地目は登記の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)現在の現況で認定されます。土地の利用方法に変更があったときも連絡をお願いします。

課税地目と現況の地目に違いがあった場合は、職権で課税地目を変更し、納税義務者に通知します。

☎ 役場税務課固定資産税係

☎ 286・3116

農林業センサスにご協力を

平成27年2月1日現在で、全国一斉に農林業の国勢調査といわれる

農林水産大臣から 感謝状が贈られました

10月18日の「統計の日」に、農林水産省が行う農林水産統計調査に永年、協力した人に農林水産大臣から感謝状が贈られ、本町では、坂野新一さん(杉堂)、米原良博さん(南)、早野安全さん(下小谷)がそれぞれ受け取りました。



米原良博さん
(20年)



坂野新一さん
(15年)

統計の日とは…

10月18日は、昭和48年7月の閣議了解で、「統計の日」と定められました。統計の重要性について、国民の関心と理解を得て、統計調査に対する一層の協力を推進することを目的に設けられたものです。

わが国の近代産業統計の源である「府県物産表」に関する太政官令が布告された明治3年9月24日を太陽暦に換算した日が10月18日だったことによります。

☎九州農政局統計部 ☎ 211-9337

児童扶養手当法が一部改正へ

☎ 286・3223

「2015年農林業センサス」が実施されます。今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。1月中旬頃から農林業を営んでいるお宅へ調査員が訪問しますので、調査票に経営状況などの記入をお願いします。

☎ 県統計調査課 ☎ 333・2179

☎ 役場企画財政課企画調整係

公的年金の受給者は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は、年金額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

受給には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

改正後の受給対象者(例)

- 児童を養育している祖父母が低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、児童が低額の遺族厚生

「花いっぱい運動」を応援します

☎ 286・3117

生年金のみを受給している場合
● 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など
☎ 役場子ども課 子育て支援係

公園などで、地域の各種団体がボランティアで行う「花いっぱい運動」を応援しています。活動に必要な花の種子や球根、苗をお配りします。

対象団体／道路、公園、公民館などの公共用地へ花を植え、その管理を行っている地域の団体など

申込期間／1月5日(月)～15日(木)
申込・☎ 役場都市計画課都市計画区画整理係 ☎ 286・3340

訪問看護師養成研修を開催

現役を退いていた看護師の職場復帰に必要な、医療の動向や訪問看護制度、看護技術を再学習します。

訪問看護師としての基礎を学ぶ研修会です。希望者には職場選択の支援も行います。

日時／2月3・5・7・10・11日

午前9時～午後4時

場所／合志市総合センターヴィーブル

申込期限／1月28日(水)

申込方法／専用申込書をホームページからダウンロードしてください。

HP／<http://www.kyusyu-n.ac.jp/>

申込・☎九州看護福祉大学 生涯教育研究センター

☎ 0968・75・1800

☎ 1523

FAX 0968・75・1933

パートタイム労働法が改正

4月1日からパートタイム労働法が変わります。

新たに事業主は、パートタイム労働者の新規採用時や契約更新時に①～④の説明をする必要があります。
①賃金制度はどうなっているか